

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画西2条豊成地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	西 2 条豊成地区地区計画	
位 置	帯広市西 2 条南 3 8 丁目の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 1. 7 ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、帯広市の中心部から南方約 3. 3 km に位置し、東側は札内川に接し、近隣は工業系と住居系の混在した市街地が形成されている。民間による開発行為が行われた地区であり、住居系に重点を置いた土地利用とする地区計画とし、敷地の細分化による居住環境の悪化を未然に防止し、良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用に関する方針	ゆとりある居住環境とする土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	当地区には、区画道路(幅員 8 m)を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 ゆとりある居住環境の形成に資するため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりのあるまちなみが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		西2条豊成地区地区計画
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		1.7ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。 (1) 畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	敷地境界線(隅切部分は除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線までの距離の最低限度は1メートルとする。
備考			用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

(理由)

用途地域の一部変更に伴い、地区計画の変更を行うものである。

帯広圏都市計画西2条豊成地区地区計画 計画図

